

四條畷市 介護保険施設等の
基盤整備に係る事業者選定評価基準

四條畷市

令和6年11月

1 評価基準の位置づけ

本評価基準は、四條畷市介護保険施設等の基盤整備に係る事業者を選定するにあたり、公平かつ適正に本事業を実施するために、事業者の提案を評価する基準等を定めるものである。

2 整備事業候補者の選定方法

(1) 事前審査（一次審査）

事前審査では応募事業者の要件の適否をはじめ、応募の際の必要書類が全て提出されているか、また書類に不備がないかについて確認を行う形式審査を事務局で実施。

(2) 書類審査及びプレゼンテーション（二次審査）

応募事業者から提出された書類並びにプレゼンテーション及び質疑応答の内容について、四條畷市介護保険施設等の基盤整備に係る事業者選定委員が評価基準に基づき採点を実施。

(3) 整備事業候補者の選定

各委員の二次審査の採点合計点が高い順に整備事業候補者を選定する。

また、採点合計点が同点の場合は、総合的評価の得点が高い事業者を選定する。それでも同点の場合は、委員の多数決により決し、賛否同数の場合は、委員長の決するところとする。

なお、二次審査での委員の採点の平均得点（小数第1位四捨五入）が6割に満たなかった場合は欠格事由に該当するため選定しないこととする。

3 採点基準

各委員の採点は250点満点とし、評価と点数の基準については、次頁のとおりとする。

評価	非常に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
評価係数	1. 0	0. 7	0. 5	0. 3	0
30点満点 の評価項目	30点	21点	15点	9点	0点
20点満点 の評価項目	20点	14点	10点	6点	0点
15点満点 の評価項目	15点	10点	7点	4点	0点

※小数点以下は切捨てるものとする。